

令和8年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進を図るための方針

独立行政法人都市再生機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和8年度における独立行政法人都市再生機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針は、次のとおりとする。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品等（別紙の物品等の品目分類に掲げる物品及び役務をいう。以下同じ。）の調達（以下「障害者優先調達」という。）については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

なお、前年度に引き続き、全ての本部等において確実に実績を挙げられるよう努力する。

2 障害者優先調達の推進に関する事項

障害者優先調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 別紙の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者優先調達を推進するものとする。

(2) 物品等の調達に当たっては、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第9号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者優先調達を積極的に活用するものとする。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の

物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、物品等の調達事例等の情報の共有により障害者優先調達の推進に努めるものとする。

(3) 障害者優先調達を促進するため、例えば、障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、その概要を速やかに独立行政法人都市再生機構ホームページに公表する。

別紙

【物品等の品目分類】

大 分 類	業 種 区 分
物 品 販 売	1 事務用品 2 事務機械 3 事務用家具 4 日用品雑貨 6 医薬品 7 電気器具 9 燃料 10 繊維製品 11 精密機械 12 写真材料 13 図書・新聞 14 その他
製 造	1 印刷 2 青写真・マイクロ 3 模型 4 精密機械 5 繊維製品 6 映画・スライド 7 その他
役 務 提 供	1 清掃 2 運輸 3 広告 4 装飾 5 デザイン 6 サービス 7 ソフトウェア・受託計算 8 調査・研究 9 物品賃貸 10 その他
物件買受け	1 物品買受け

【調達先の分類】

a	就労継続支援 A 型・B 型事業所	障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護事業所	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 28 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体